

軽自動車税減免手続きのご案内

日頃から、町田市税務行政にご理解ご協力賜り感謝申し上げます。

下記の減免条件に該当する場合は、申請により軽自動車税の減免が受けられます。

- ① 社会福祉法人が所有し、専ら当該法人の本来の事業の用に供されているもの
- ② 社会福祉法人の営む事業と同種の事業を営む無認可施設のうち、町田市から当該施設の事業又は運営に係る補助金の交付を受けているものが所有し、専ら当該施設本来の事業の用に供されているもの
- ③ 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）に基づく特定非営利活動法人が所有し、専ら当該法人の非営利事業の用に供されているもの
- ④ 軽自動車等の構造が専ら身体障がい者等の利用に供するためのもの

令和8年度の軽自動車税の減免申請をされる方は以下の書類を準備の上、

郵送にて2026年6月1日（月）（必着）までにご申請ください。なお、郵送申請締め切り間際になる場合や市民税課（市庁舎2階206窓口）へ来庁し手続きを行う場合は、事前にご連絡ください。

《申請する際に必要な書類》

（1）上記①～③に該当する申請者

- 1 令和8年度軽自動車税減免申請書（1台につき申請書1枚の記入をお願いします）
- 2 軽自動車税納税通知書 （支払わずに、必ず郵送または持参してください）
- 3 主な運転者の運転免許証（写し可）または車両運行管理表（概ね3か月分）
※マイナ免許証のみを保有している方は、事前にご連絡ください。
- 4 令和8年度事業計画書
- 5 令和7年度事業実績報告書
- 6 令和8年度補助金交付決定通知書（補助金交付団体のみ）
- 7 自動車検査証（写し可）

○納税義務者が個人の場合は上記に加えて以下の書類が必要です。

- 8 納税義務者のマイナンバーカード、マイナンバー通知カード、マイナンバーが記載された住民票の写し（写し可）のうちいずれか1点
- 9 窓口に来た方の本人確認書類（運転免許証等）

（2）上記④に該当する申請者

- 1 軽自動車税減免申請書（1台につき申請書1枚の記入をお願いします）
- 2 軽自動車税納税通知書 （支払わずに、必ず郵送または持参してください）
- 3 自動車検査証（写し可）
- 4 主な運転者の運転免許証（写し可）
※マイナ免許証のみを保有している方は、事前にご連絡ください。

○納税義務者が個人の場合は上記に加えて以下の書類が必要です。

- 5 納税義務者のマイナンバーカード、通知カード、マイナンバーが記載された住民票の写し（写し可）のうちいずれか1点

裏面もお読みください。

6 窓口に来た方の本人確認書類（運転免許証等）

※代理人として法人の方が窓口で申請する場合は事前にご連絡ください。

《申請場所》

町田市役所 財務部 市民税課 諸税証明係 2階206窓口

《申請期限》

2026年6月1日（月）必着

※期限を過ぎますと減免の申請を受けることができません。必ず期限内に申請手続きをして下さい。

《注意事項》

- 1 減免申請は毎年度申請手続きが必要です。（④の構造による減免を除く）
- 2 納税通知書はお支払いにならないでください。お支払い後は減免が受けられません。
- 3 減免申請受付後に審査及び決定を行い、6月末までに減免決定通知書を送付いたします。減免決定通知書には**軽自動車税納税証明書（継続検査用）**が添付されておりますので車検の際はこちらをお使いください。なお、減免申請後、減免決定通知書が届くまでに車検用の納税証明書が必要な方は申請時にお申し出ください。
- 4 納税通知書到着後から1週間程度は窓口が大変混み合いますのでご注意ください。

《問合せ先》

〒194-8520

町田市森野2丁目2番22号

町田市役所 財務部 市民税課 諸税証明係

電話042-724-2113（直通）

FAX 050-3085-6084